役 員 報 酬 規 程

社会福祉法人こぶし福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こぶし福祉会理事・監事の役員報酬について必要な事項を 定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に定める用語の意義は、 それぞれの当該各号に定める ところによる。
 - (1) 理事会 社会福祉法人こぶし福祉会理事会
 - (2) 理事 社会福祉法人こぶし福祉会の理事として、選任された者
 - (3) 監事 社会福祉法人こぶし福祉会の監事として、選任された者

(給付)

- 第3条 非常勤理事・監事には、業務の実態により役員報酬を支給する。その額は、1日7, 000円、半日3,000円とする
 - ②理事長には150,000円を報酬月額として支給する。
 - ③常務理事には200,00円を報酬月額として支給する。
- 第4条 役員報酬の支給について、特別の事由により得がたいときは、理事長がその都度これ を定める。

(出張旅費)

第5条 出張を命ぜられた理事には、交通費、宿泊費、食卓料を支給する。役員旅費規程は別 に定める。

附則

- 1. この規程は、平成13年4月1日より施行する。
- 2. この規程は、平成17年12月19日より施行する。
- 3. この規程は、平成29年6月11日より施行する。